

松江地方裁判所委員会（第3回）議事概要

- 1 日時
平成16年9月16日（木）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員） 石原智治，太田雅也，大野敏之，居石正和，佐藤洋志，
島田清次郎，野坂研介，森田尚人（五十音順 敬称略）
（庶務） 山本事務局長，田淵総務課長，津森総務課課長補佐
（説明者） 垣屋民事首席書記官，讃井刑事首席書記官
- 4 議事
 - (1) 新任委員自己紹介
居石委員，佐藤委員，島田委員がそれぞれ挨拶
 - (2) 委員長選任（議長－太田委員長代理）
委員の互選により，委員長に島田委員が選任された。
 - (3) 第2回委員会の「松江地方裁判所における情報の発信」についての意見交換
で出された各意見に対し，裁判所で検討した結果につき，田淵総務課長から説明があった。
 - 広報委員会の構成員は，所長を中心に，部総括裁判官，支部長裁判官，左陪席裁判官，事務局長，同次長，総務課長，民事首席書記官，刑事首席書記官，家裁首席書記官，ホームページ事務担当者等の職員である。
 - (4) 山本事務局長から「松江地方裁判所における情報収集」の現状について説明があった。
 - (5) 「松江地方裁判所における情報の収集」について意見交換をした。委員の意見の主な内容は次のとおり。
 - 裁判所1階の正面玄関のところでビデオが流れているが，今年の6月以降DVDとなり，8月からリモコン操作により4つのコース（「少額訴訟ってどんなもの？」，「家事事件手続案内」，「簡易裁判所民事手続案内」，「特定調停事件案内」）から選択できるようになったことは評価できる。
 - 裁判所における情報収集について，裁判所としてどのような問題意識を持ち，どのような情報を集めようとしているのか。
 - 裁判手続以外の裁判所の運営に関する人的・物的なものに関して，利用する国民が何を求めているのかについて，専ら「利用しやすい裁判所」という視点から情報収集をしようと考えている。
 - 裁判所の現在の情報収集の手段として，来庁時のアンケートなどが上げられているが，これ以外に制度的な手段はないか。
 - 具体的な事件関係の苦情等は事件部で対応するが，事件部で対応できない苦情等は，総務課で検討することになっている。苦情対応に関して取り立て

てシステムのなものはないが、一般論として、総務課長又は同補佐が苦情処理の窓口となっている。

- 情報収集は難しい。以前会社勤めのときには、情報収集の方法として、モニター制度をやったり、店頭アンケートをしたり、目安箱的な投書箱を置いたり、大規模ではあるがリサーチ会社に調査依頼をしていた。窓口の客の意見をまとめたものを各主管に伝えたりしていた。
- 大学では、苦情対応に対する法で定められた機関はない。情報公開はしているが、システムのものはこれから作っていくことになる。
- 医師会では、医師への苦情を受け入れる機関はある。聞くことは聞いて直すようにしている。これもタイムリーにしないと意味がない。やはり聞くことが大事であると思っている。資格を与えるわけではないが、若い医師、医療従事者及び事務職員に1年間の教育を受けさせて、聞き方、聞く訓練をさせている。
- マスコミにおける情報収集では、取材が一番大きい。自分から行くこと、自分から動いていくことが必要である。視聴者からの意見収集の方法として、電話やインターネットや葉書がある。件数的にはかなりあるが、こちらがどういう聞き方をするかが問題である。局長は自ら外に出ていろいろな外部の声を聞くようにしている。人が窓口となって出向いて聞くことが基本ではないかと思っている。箱を置くだけではうまくいかないと思う。
- 島根大学では、以前は、国立大学としての評価を測るものとして、自己評価委員会を経た上で外部評価委員会にかけるというシステムになっていた。今は、独立行政法人として、第三者評価委員会において大学に対する意見や要望が入ってくる。学外の方にも理事に加わってもらい、外の目から運営に関わる意見をいただき、大学に関わる情報が入ってくることになる。
- 弁護士としては、個々の事件の依頼者から裁判所への苦情等を聞くことがあるが、それを裁判所へ直接伝えるまではしていない。法曹三者の会合で言うくらいである。弁護士への苦情については、弁護士会での懲戒手続や紛議調整手続にまで至らない苦情についての苦情処理制度が弁護士会に一昨年くらいからできている。会長と副会長が担当しているが、合計で年間10件以下くらいの苦情があり、報告書を作って弁護士会内の会員に知らせている。
- 裁判の独立の観点からは、訴訟指揮に対する苦情について、個々の裁判官にそのまま伝えるべきではないという考え方もあるが、そのような苦情が複数出ると考える余地はある。法曹三者の集まりの中では、訴訟指揮について協議することはある。
- 検察庁では、明確な苦情処理の係はない。最高検のホームページには質問、御意見コーナーが設けてあり、質問を出してもらえればQ & Aコーナーで回答している。検察庁では事件がらみの情報が多く、被害者支援制度を通して情報は上がってくるが、個別に対応している。また、被害者通知制度におい

て処分結果を被害者に報告し、裁判結果や期日を通知し、被害者や遺族と話したり意見を聞いたりしている。そのなかで検察庁や裁判所や弁護士会に対する批判や苦情は出てくるが、これを具体的に出していく制度的なものは出来ていない。

- 情報収集について、制度的には現在は地裁委員会というものがあるが、ある意味で情報の種類、範囲が限られたものとも思われる。将来的には公聴会という形で意見や情報を収集することも検討してはどうか。
- 将来的には別として、当面の間は、去年から始まったこの地裁委員会の運営の積み重ねの中で各界、各層の意見を聞いていくことが大事ではないか。
- 公聴会を通して直に国民の意見が出てくることがよいかどうか疑問はある。公聴会に何を求めるのか、委員会として問題意識を持つことが必要になると思われるが、公聴会あるいはそれに類した仕組みを考えていってもよいと思う。また、裁判所を利用する側ではなく、サービスを提供する担当者の立場から、裁判所の窓口での体験で、うまくいった事例や困った事例など具体的な体験や意見などを披露してもらうことも参考になるのではないかと思う。
- 委員会の席上に直接担当者に来てもらっても、萎縮して話しづらいと思われるので、各担当者の受けている率直な印象などについて集約整理してもらい、メモ的なもので結構なので、次回の委員会までに準備していただきたい。できるだけ多くの情報があつた方よいと思われる。
- 裁判所は、立場上法律相談はできない。手続相談のみであり、しかも順番待ちで時間がかかることもあり、相談者からすると不満が残ることもあろう。
- 調停委員としては、調停協会主催の調停相談を実施しているが、その場合も手続的な話に終始することが多い。ただ、裁判所の窓口担当者と比べて若干の縛りは緩いと思われるので、差し支えない範囲で、ケースとしてはこんな話もありますよということはある。いずれにしても、相談者からすると分かりにくいと思われる。また、先程も話に出たが、職場の責任者が外に出向いて行って会合に参加することは、大事ではないかと思う。自分の体験から言うと、会社員のときにロータリークラブに所属するなどして、外部の会合に出向いて話を聞いたことが大変参考になった。
- 情報収集の話をしているが、実は情報の発信が大事ではないかと思われる。発信の場において収集もしていく。責任者が積極的に出かけて行くことが必要ではないかと思っている。
- 情報収集は、利用者からのリアクションが大事だと思う。普通の人には裁判所にはそれほど足を踏み入れていくものではない中で、いわゆるヘビーユーザーとして裁判所に積極的に接触を保っている、例えば新聞記者や弁護士などから情報収集をするのが近道だと思われる。普通の人々の裁判への接触となると、新聞やテレビで出る判決等の最終的な結論のみであると思う。自分なら、例えば、タクシーに乗ったときなど、運転手との会話の中で情報を取る

ようなこともある。運転手が地元の情報通だったりして、世間話の中から思いがけない話が聞けたりする。また、放送局でもモニター制度を実施しており、何人かにお願いして意見を書いてもらっている。視聴者からの電話に対する対応の内容については、すべて管理職で回覧している。

- 裁判所を利用していない人に意見を聞くことは難しい。地元でも、裁判所の運営に関心のない人が多く、情報収集は難しいと思われる。
 - 裁判所を利用した人から意見を聞くことも意義がある。
 - 検察審査会の審査のため裁判所に半年くらい通われた検察審査委員の方々から、裁判所のことがよく分かったという意見を聞く。検察審査員のOB会があり、定期的に会報を発行し検審制度の広報をボランティアでやっている。そのような人から意見を聞くことも大事なことと考えている。
 - 意見箱の用紙について、松江地裁と鳥取地裁では内容が違っており、松江地裁は罫線のみ入っていて自由に書くことになっているが、鳥取地裁では多くの質問事項があり、それに一つずつ答えるようになっている。
 - 一般に適切な質問がなされれば帰ってくる答えが違うものである。裁判所側からこの点について聞きたいということをはっきり明示すれば、帰ってくる答えも違っていくのではないか。
 - 裁判所としても、用紙の内容をどんなものにするかさらに検討をしていきたい。
- (6) 山本事務局長から「国民に利用しやすい裁判所」への改善の実情と広報について説明があった。
- (7) 「国民に利用しやすい裁判所にするための方策」について意見交換をした。委員の意見の主な内容は次のとおり。
- 電話会議システムは、民事事件で代理人が松江市以外に在住している場合に、弁論期日については全件使っており、全国的にもそのようである。
 - 5分や10分の弁論期日のために往復何時間もかかるロスがなくなり、よくなった。弁護士として今のところ使いにくい点はない。
 - 三者電話会議システムのときには、使いにくいときもある。両代理人が松江以外に在住のときは、書面準備などで使うことになる。本人訴訟では基本的には使っていない。また、携帯電話では使っていない。所在がはっきりしている弁護士事務所での電話では使っている。
 - 裁判を平日の午後5時以降や土、日曜日にやることは、職員の超勤のための予算や庁舎の光熱費などの予算がかかることを考慮して、国民の一般的な感覚からしてどう思われるか。
 - いきなりコストのことを考えると、どうかなという思いはある。ただ、世の中の趨勢からいって、どんなサービス業も時間が延びていないところはない。現在の平日の午後5時までというのは、極めて特殊な業態だと思う。確かに、銀行や郵便局は窓口は早く閉まるが、ATMの導入によりニーズに対

応していると思う。どうコストを下げしていくか、パートを増やしたり正社員を減らすなど、コストをどうするのか考えていく必要がある。例えば、夜間に裁判をする場合でも、各職員の勤務時間をずらしたりする工夫が必要である。また、昔自分が記者のとき、裁判の次回期日の調整がなかなかつかず、調整がつかないとすぐ1か月先の期日ということがあり、裁判は時間がかかるものだと思ってびっくりした。裁判の期間が長いのは、利用しにくいと言えるのではないか。裁判員制度が導入されることになるので、国民の負担から考えて、長い時間を掛けていくのは好ましくないのではないか。

- 現在東京や大阪などの大規模庁では、数箇所夜間調停を行っているところがあるが、利用状況は少ないと聞いている。
- 第1回期日では、夜間に調停が行われても、次回期日以降は昼間にしてくれとの申出があり、そんなに夜間にやっていないと聞いている。人によってそれぞれ仕事の勤務形態が異なるので一概には言えないが、離婚調停であれば女性の側が時間内を希望することが多い。利用者の希望を聞いて対応する必要がある。
- 医者の中では、現在、産科や小児科のなり手が少ない。これらは深夜や早朝にまで仕事が及ぶことがあり、敬遠される傾向にあるからだと思う。裁判は頭脳の仕事であり、昼間のクリアなときにやる必要がある。また、島根県の出雲地方では、裁判沙汰にしたくないという風潮があり、石見地方のように、権利意識が強いところと異なっている。国民に利用しやすい裁判所に向けて、広報が必要ではないかと思われる。
- 弁護士会主催の法律相談センターを設けており、2回のうち1回は午後4時から午後7時まで、もう1回は午後1時から午後5時までの時間設定をしている。同じ時間に設定するのではなく、利用者の便宜も考えて、時間の幅に差を設けている。夜間の裁判についても、将来的には選択肢として考える必要はあると思われるが、裁判所の人的態勢や弁護士の人的態勢を考えると難しいと思う。さきの法律相談は、一方のみの申入れに基づいて時間設定するので、ある程度調整はつきやすいが、裁判の場合は相手方があるので、いろいろなバラエティーが必要になり、難しいと思う。
- 先程、裁判は時間がかかると言われたが、だんだん迅速処理の要請が強くなってきている。ただ、急ぐと拙速に陥る可能性もある。当事者の立場からすると、自分の言い分を最後まで十分に聞いてもらって審理してほしいという気持ちもある。その一方では迅速の要請もあり、この調和が難しいところである。ただ、世の中の流れは迅速化に向けて動いており、自分たちも当事者のニーズにあった拙速でない正しい裁判を行うことを心掛けている。
- 裁判が1年かかると言うのと、長いなと言う当事者もいる。訴訟を提起する際の相手方の準備具合で長くなることもある。
- 裁判の期日指定の間隔については、代理人としては準備のために1か月は

必要である。現在の裁判所の開廷期日、特に曜日については柔軟な運用をしていただいております、更にその運用をお願いしたいが、依頼者との対応、調査、裁判所へ提出する書面を作成する時間があり、どうしても1か月程度は必要である。

- 先程の説明で、裁判をやる側の準備期間が必要だということは分かる。また、当事者として、時間をかけても万全な準備をしたいという気持ちも分かる。
- 一般の感覚から考えて、裁判に1年かかるということは長いと思うが、実際にやってみると、1回ごとの期日をどこまで充実したものに進めるかという問題はあと思う。
- 裁判に時間がかかるというのは、法曹三者が少ないということに起因していると思う。これからの司法制度改革の中で増えていくことになる。現状では時間がかかるのはしかたがないと思う。アメリカでの陪審員制度の中では、短い時間で審理ができていますので、法曹三者を増やして経過をみていくしかない。
- 医療過誤訴訟では時間がかかっている。
- イメージとして裁判は長いと思う。刑事事件の場合、上訴審までいくと長いという感覚がある。一般の民事事件の場合は、第三者はよく分からない。ただ、着実に短くなってきている。簡裁民事、特に少額訴訟の事件であれば、かなり短い。
- 期日1回当たりの裁判の時間はいろいろで、証拠調べの場合は1時間から3時間かかることもある。弁論などの書面の交換の場合だけのときには5分程度で終わる。争点を整理したり和解の話し合いをするときは30分くらいかかることもある。それぞれの期日に実のある議論をするためには、当事者には十分な準備をしてもらう必要があると考えるが、期日の直前になって書面が出てきても、それに対する相手方の準備の時間もなく、期日が空転してしまうことがある。
- 期日が5分で済むところを、その際にもっと内容を詰めて充実したものにできないものか。
- 例えば、争点の複雑な事件では、1回目の期日は法廷で弁論を行う。2回目以降はラウンド法廷や別の部屋で主張整理のための議論などをする。そのような1回30分くらいの審理を3、4回続けることになり、約半年で主張整理が終わることになる。その後証拠調べを半日くらい取ることもあり、集中して調べることになる。訴訟の構造や態勢が昔に比べて変わってきている。確かに、拙速であってはいけないことは当然であるが、その中で適正であることが必要である。
- 法曹三者が増えることが裁判の迅速に繋がるという意見があったが、自分は裁判官の数を増やすことが最も大事だと思う。

(8) 次回開催日時と意見交換テーマについて

次回は平成17年2月の予定で開催し、「裁判員制度」をテーマとして松江家庭裁判所委員会と合同で行うことになった。